

平成29年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成29年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成30年1月23日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時50分
場所	宇治市役所8階 大会議室
出席者	(委員) 松岡会長 池田委員 居波委員 大杉委員 尾形委員 近藤委員 谷委員 吉田委員 (事務局) 後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 脇本主任 豊田主事 (実施機関) 教育支援課 福山課長 林口副課長 (傍聴者) なし
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、諮問に係る経過について説明を行った。</p> <p>(2) 実施機関から、資料に沿って、制度の概要及び諮問理由等について説明を行った。</p> <p>(3) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 協定の対象となる機関は9ページの協定書案の第3条を見ると、教育委員会及び市立の小中学校としているが、宇治市内の府立高校や私立中高は対象にならないということか。</p> <p>(実施機関) そうである。府立高校については京都府教育委員会と、私立の中高については私立中高連合会と京都府警察本部が協定を締結している。</p> <p>(委員) 資料58ページを見ると、府内のかなりの市町村が協定を締結している。</p> <p>(実施機関) 8月のものであるため若干変わっているが、残りは向日市、八幡市、宇治市のみであり、他はほぼ審議も終わっていると聞いている。</p> <p>(委員) 現行の協定に基づく手順であれば、警察から学校へ連絡する事案が生じた場合、本人及び保護者の同意を得られないと連絡できず、それが支障をきたしていると説明があったが、具体的にどのような支障があるのか。また、学校から警察へ連絡する際は本人及び保護者の同意が必要とのことであり、これまでの扱いと対照的になっているが、その違いはなぜか。</p>	

(実施機関) 生徒指導はタイムリーにしなければ効果が出てこない。大きい逮捕事案等があり、1人の子を救うときに、すぐに保護者に寄り添って、この子をどう立ち直らせるか、どう支援していくかを一緒になって考えることが多々ある。昨年度、それが遅くなったためにタイムリーな指導ができないことがあった。一瞬の機会を逃し、数週間、1箇月先になることによって、子の状態が更に悪化していった。あの時点で知ることができていたらもっと手が打てたというところが大きい。また、最近は情報化社会となっており、SNS等で一瞬にして数百人の人が、出来事を知ることになる。ところが、現場はその情報を掴んでいないということがあがる。そのため、全体に対する指導も遅れてしまい、間違っただ情報が子どもたちの間に広がり、二次被害、三次被害に繋がる等、すぐに対応しないと、解決できることもできない。救える子どもも救えない現状である。

(委員) 資料3ページの概要について、下から9行目の「しかし、現行の協定では」というところで問題点を挙げており、27年度の中高生の逮捕事案では40%が同意を得られずとあるが、これはなぜ同意を得られないのか。保護者あるいは本人が拒否するのか。

(実施機関) 不利益処分を受けることをおそれて学校に連絡してほしくないということはあると思うが、協定の中にあるとおり、学校は不利益処分をしないことについて理解を得られていないのではないかと。もう1つは、問題を起している生徒がそこで改心をしていけば親に言い、親が学校に言うこともよいと思うが、進行形で悪くしている最中であれば知られたくない、注意されたくないということがあるのではないかと。

(委員) 中高生の逮捕事案なのか。これは宇治市のものか。

(実施機関) 警察から提供された情報であり、宇治市に限ったものではなく府内全体である。

(委員) 宇治市の中学校でいえばどの程度なのか。

(実施機関) 宇治市に限った数字はないと聞いている。27年度についてはこの制度を使って警察から連絡を受けた件はない。28年度については5件と聞いているが、そのうち4件は同一事象の別人物であるため、案件としては2件分である。連絡したいが同意を得られずにできなかったこともあったと警察から聞いている。

(委員) 宇治市内で具体的にあったのか。

(実施機関) 警察から具体的にこの案件と伝えてはもらえないが、あったと聞いている。

(委員) 迅速かつ遅延のない指導の必要があるにも関わらずそれがうまくいかないということは、宇治市に限った話ではなくもっと広い範囲の話なのか。この制度は府で先行して実施しており、問題が生じた際は様々な管轄の生徒が問題になるので、足並みを揃えておかないと運用がうまくいかないことは理解できる。問題が顕在化している市町村については早くに協定を改定して締結しているが、宇治市は少

し遅く、宇治市では具体的に支障がある事例が目立っているわけではないということではいいか。

(実施機関) 事案があったのか把握できないものである。警察は情報提供できず、我々は事案があったのか分からない。稀ではあるが、新聞で逮捕事案が掲載されており、学校側が知らなかったことはある。

(委員) 9ページにある協定書の連絡対象事案、警察から学校へ連絡する事項についてだが、逮捕事案は顕著なものであるが、ここに挙がっているものは抽象的なものもある。第4条第1項第1号ウのうちの(イ)(ウ)はかなり抽象的な情報である。京都府の答申を見ると、情報は必要最小限に留まっているからよいとなっているが、この種の情報がセンシティブ情報だとするとこれがかかなり広がってしまうことも問題であり、ガイドラインを見るとこういうものだと記載しているが、具体的にどのレベルまでの情報が学校に提供されるのか。

(実施機関) 例えば悪影響を与える事案であれば、薬物乱用に関するようなもの、先輩に誘われて手を染めてしまうことがよくある。スマホを使ってわいせつ画像を送る児童ポルノ等で、加害者以外の子どもが真似して非行に繋がることないように警察での指導の他に学校と連携して指導が必要な事案となるかと思う。

(委員) 今の例示だと、薬物であれば逮捕されてそこから波及して出る影響を阻止する観点からの情報提供という説明に聞こえたが、どういう段階の情報がここに含まれるのか。例えば、町でたむろしている少年に警察が指導したような情報も提供されることになるのか。薬物や児童ポルノは割りと顕著な事案である。警察が把握して場合によっては逮捕や補導となると思うが、それ以外のものも含んでいるのではないか。その辺りはどの程度まで本人の同意なしで提供するのか。

(実施機関) 逮捕事案に関わるものになる。素行不良と同一ではない。不良行為を一度したから対象となるのではなく、警察が再三にわたって指導しているにも関わらず改善がみられず、家庭環境も大変な中において、学校と連携して指導していかなければ改善できないような特異なものである。

(委員) 連絡する場合については当該少年が所属する学校の学校長に警察が連絡するのか。

(実施機関) 双方の連絡責任者である。学校においては校長、警察においては署長である。面接若しくは電話による口頭連絡で速やかにやりとりをする。事案の内容によっては生徒指導部長、警察の場合は生活安全課長になるものもある。

(委員) 薬物や児童ポルノのようなケースで逮捕されておらず、この協定で連絡しなければならない案件とはどのようなものか。逮捕されていて尚且つそのような案件であれば必要性が高いということで理解できるが、逆にそのような案件であれば逮捕されるはずである。逮捕されないのであれば疑い程度の曖昧なものであるため逮捕されていないという形になるかと思う。曖昧な状況で連絡されるのはどう

かと思うが、逮捕されていないで連絡する必要があるものはどのようなケースがあるのか。

(実施機関) 資料の42ページの中で、連絡対象事案として書かれているものがそうである。

(委員) 本人の同意を得ることが難しい事案が多いことは理解できるが、新しい協定では警察は本人及び保護者の同意を得ようとする行為自体が不要となるのか。

(実施機関) そうである。その代わりではないが、本人及び保護者に対して、この制度があり、学校に連絡することを説明し、保護者からも学校へ連絡するよう促していくことになる。

(委員) 諮問書には犯罪被害者の場合を除くとあるが、42ページではその他の事案と同一に記載されている。(5)には、もとより特に慎重な対応を求められるとして連絡の必要の有無を判断すると記載しているが、その点はどうなっているのか。

(委員) 18ページに、犯罪被害者の場合は原則として同意を得るものとする記載している。

(実施機関) 犯罪被害者については、原則同意を得たものについて情報提供を受ける。

(委員) 48ページのガイドラインに解説があり、こちらで原則同意を得るものとしている。

(実施機関) 本人及び保護者の意向を尊重することが原則である。事例として保護者から児童虐待のような場合は子どもの命に危険が及ぶことになるため、まずは子どもの命を守るといった観点が必要になってくるのではないかと。

(委員) 犯罪被害者本人が自らを傷つけるおそれがあるような場合も緊急を要して連絡してくる場合はあり得る。

(委員) それは現行でも個人の生命身体を守るため緊急かつやむを得ない場合で連絡してくるのではないかと。

(委員) 第4条第1項第1号ウについては事案となっているが、具体的な事件について対象としているのか。アは逮捕事案なので逮捕という事件があり、エであれば補導されているが、ウは事件性のようなものがよく分からない。本来何かあつてのことであるべきだと思うが、その点はどうか。何らかの事件を前提としている考え方なのか。

(委員) 未然防止の趣旨は分かるが、具体的な事案に至る前の段階は色々あるかと思う。たむろしている子どもに指導したようなものも全て連絡することになるのか。なぜここにこだわるかということ、センシティブ情報であることが本件では前提であり、本人の同意がない限り収集しないことが条例の原則かと思うが、それを外すのであれば収集する情報の範囲も明確にしてほしい。協定の段階で絞り込めないにしても、ガイドラインを作成する段階では明確にしてほしい。

(実施機関) 警察側の判断になるかと思うが、学校と連携して再犯防止等に努める必要の

ある事案であり、軽微な非行は連絡対象になっていないと聞いている。その点については具体的に記載されておらず、提供されるケース、されないケースについて詳しく確認しながらガイドラインを修正できればと思う。

(委員) 駅前のコンビニに深夜に数人でたむろし、煙草を吸っているわけでも飲酒しているわけでもないが時間的にどうかという場合、警察は声かけしているのか。

(実施機関) パトロールに回り、声かけはしている。

(委員) それはここにいうものに当てはまるのか。

(実施機関) 当てはまらない。

(委員) 継続的な対応が必要で連絡が必要なものは連絡する。軽微なものはこれまでの説明では対象外となる。

(委員) 不利益処分の禁止の点で、ガイドラインでは、不利益処分とは懲戒処分、退学、停学、訓告としている。公立の小中学校は義務教育であるため退学はないと思っているが、停学や訓告はあり得るのか。

(実施機関) ペナルティを加える情報ではないため、それはない。その子が立ち直るためにより効果的にどう生徒指導していくかに資することが目的であり、児童生徒に対して不利益な処分を行うためのものではない。

(委員) そのためにこの条文を設けているのは分かるが、処分としてはあり得るのか。

(実施機関) ないと考える。

(委員) 本人及び保護者が学校に連絡してほしいと思う理由の1つとして、内申書に影響することがあり得るかと思うが、その点はどうか。

(実施機関) その子にとって不利益になるため、記載しない。

(委員) 協定書の案を資料として添付しているが、他市の協定もこの内容なのか。

(実施機関) そうである。協定書の内容は府下統一のものである。

(委員) ガイドラインの図解部分(資料56ページ)だが、被害事案の部分では、本人同意に触れずに図式化されている。ガイドラインの中では本人同意を原則としているが、図解になるとそこが抜けている点についてどう認識するのか。

(実施機関) ガイドライン中の文言や図式等については、警察で作成しているものであるが、市として締結する際に作成し直し、その点について説明したい。

(委員) ガイドラインの図は取りまとめ図であるため印象が非常に強い。被害事案だが、点線と実線が逆ではないか。被害事案については原則同意が必要であると図にも明記していただきたい。協定自体には記載されているため、答申の案についてもその点は確認したい。

(会長) よろしいか、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(4) 審議

(会長) 先ほどの質疑を踏まえ審議に移る。答申の方向性及び概要について議論に入る。先ほどの質疑を踏まえると、宇治市として明らかに不都合があるわけではないが、

府下全体として足並みを揃えて効率的かつ迅速な対応を図っていく上では、迅速な指導によって本人の立ち直りを促す必要性があること自体に異論があったわけではない。しかし、宇治市内での事例事象が具体的に提示されているわけではないため、それに対応する基準の決め方もやや抽象的であり、具体的なイメージを掴みにくいという問題があった。被害事案以外については同意が必要なくなるが、本人及び保護者には十分な説明をすることになると説明があった。また、何点が指摘があったように、ガイドラインの表現の仕方については協定の案と必ずしも一致しているわけではないため、もう少し誤解のないように記載していただきたい。個人情報の収集や提供の点についてどのような縛りかけるか。現行の例外類型事項ではこの協定どおり締結することは難しいため、どのように例外を認めればよいか。

- (委員) 答申を作成する場合、どのような答申になるのか。本件のような協定を締結することは例外類型事項に当たるとなるのか。
- (事務局) 今回新協定を締結することは妥当であるということならば、協定を締結することは妥当であるという答申ではなく、前回の答申で得た17番の例外類型事項を以下のとおり修正することは妥当である、と答申を修正していただくイメージを事務局は持っている。
- (委員) 現在の17番の例外類型事項を修正することになると思うが、具体的には「本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合に」としている限定を外すことになるのか。
- (事務局) 事務局の案はそうである。
- (委員) 現行は原則として同意が必要としている。原則ということは例外があることになる。例外についての規定はないのか。17番は児童生徒の健全育成のために指導支援の必要があれば、同意なしでも収集できるように見える。
- (事務局) 当時の審議会では、同意を得ることが前提であり、他に薬物乱用等で判断能力がなく同意を得られないが、学校に連絡する必要がある場合等が想定されるのではないかという議論であった。
- (委員) 本人や保護者が明確に拒否している場合ではなく、判断できないような場合を想定しているのか。
- (事務局) 同意を拒否しているかも分からないような状況もあり得るという議論であった。
- (会長) 連絡制度自体の改善という話では、3ページの概要で、現行の協定では原則として本人及び保護者の同意が必要であるとしており、逮捕事案に限っては平成27年度で40%同意を得られないという説明であった。更に拒否に近い話があり、不利益処分を受けることをおそれている場合や、本人の非行がエスカレートしている状況でそういう指導には従わない場合等、必要だが同意しないケースがあるという説明であった。加えて、遅延することで本人の立ち直りが困難になったり、

SNSのトラブルになったりする前に指導しなければならない事案について、必要なときは迅速に対応しなければならない。その前提として何が起きているのかという情報を学校も連絡を受けて共有する必要があるという説明があった。これらを理由の部分に記載するわけにはいかないが、どうすべきか。宇治市個人情報保護条例では原則本人同意が必要だが、例外類型事項では不要であることを記載している。現在の17番は同意がいらぬという書き方はせずに、本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合という縛りをかけた上で例外類型事項を認めており、本人が明らかに拒否しているケースは不可である。その点について支障があるという説明であったため、最初の1行半を取ることにするとは思いますが、歯止めをどうするかという話になる。

(委員) 事務局の提案では、17番の理由中の最初の1行半を削除するとあるが、22番とは何が違うのか。

(事務局) 22番はセンシティブ情報を収集することを認める例外類型事項である。22番を根拠にセンシティブ情報を収集することは変わらないため、17番のような手法で収集するかの部分だけ修正をいただく案である。

(委員) 17番は独自に置いておく意味があるということか。収集の方法についての例外規定か。

(事務局) そうである。

(委員) 学校警察連絡制度の改定についてもここで意見を述べるのか。

(委員) そうである。表に出てこない基準が埋め込まれているため、我々はそこを含めて議論していくことになる。しかし、修正する例外類型事項には直接入らないかもしれない。以前も答申をする際に例外類型事項の中身には表現されないが、付帯の意見や注意事項等を付記したことはある。

(事務局) 最近の事例として、防犯カメラの審議をいただいた際、例外類型事項の表には記載していないが、答申の中で毎年の報告をすることや要綱を作成すること等の意見をいただいた。

(会長) 17番の理由の一部を修正することで答申とする案を事務局が持っているようだが、答申案についてどのように考えているのか。

(事務局) 本答申案は、現行の本人以外からの収集の例外類型事項17番を修正する案である。本人以外からの収集が適当である理由について、「本人又は保護者からの同意を得ること不可能又は困難な場合に」という文言を削除している。当修正により、従前の本人及び保護者が意識不明等で意思表示できない場合に限る規定をなくし、警察から情報提供を受ける場合について、本人及び保護者の同意なしに個人情報を収集することが可能になるものと考えている。

(会長) 答申案について質問はあるか。例外類型事項17番と22番の違いを再度説明してほしい。

(事務局) 22番については、個人情報保護条例第5条第3項、17番については第5条第4項に当たるものである。第3項でセンシティブ情報を収集してはならないと規定しており、第4項で個人情報は本人から収集しなければならないと規定している。それぞれについて例外類型事項を認めているものであるため、整理番号中の収集が適当であると認める理由と本人以外から収集することが適当であると認める理由に別れている。

(委員) 条例の制限の根拠が第5条第3項と第4項で違うものであるため、例外類型事項としてはそれぞれ対応するものが必要ということか。

(事務局) 22番はセンシティブ情報の収集についてである。

(委員) 17番は第5条第4項のものであり、本人から収集することが原則であるが、それ以外から収集することが例外的に認められる中の1つに17番があるということか。

(事務局) そうである。

(委員) 平成24年度にあえて17番に最初の1行半を入れており、22番と違う点を外してもよいのか。

(委員) 当時はどういう議論があったのか。

(事務局) センシティブ情報の収集の制限に関しては、第3項にあるとおり、本人同意があるか否かという点についての規定はない。そのため、同意を得ることが不可能又は困難な場合であることについての議論はされていないと考える。第4項については原則本人から収集しなければならないが、第2号に本人同意がある場合等の規定があることから、原則本人同意を得て本人以外から収集する。しかし、薬物等により、拒否ではないが意思表示できず本人同意を得られない場合についても、本人以外から収集する必要があるであろうということで17番にこの文言が加えられていると考える。

(委員) 当時は、例外を認めるのだから具体的に必要がない以上は縛りをかけておかなければならないという慎重姿勢を基本としていたのではないか。しかし、これでは制度の目的を達成し、児童生徒の指導にその情報を活かすことに支障が生じているため外したいということか。

(事務局) そうである。

(委員) 私立の高校であればそういう連絡がいくと退学に直結することがあるため指導ではなく排除となり、不利益が大きいため反対と考えていたが、公立の中学校までであるため不利益処分についてはあまり心配しなくてよいと思う。指導のためであればある程度広げることの許容性はあると思う。しかし、協定第4条第1項第1号ウが曖昧である。事件性がはっきりしている逮捕や、イのようなケースでかつウに該当するものであれば必要性は高く、同意を得られなくてもということは理解できるが、基本は同意を取って連絡をすることがその後の指導上も、警察

が説得することも含めてよいのではないかと。同意が得られる場合はこのままでよいと思うが、得られない場合はもう少し絞り込むべきである。

(委員) 具体的にはどうすればよいか。

(委員) ウが曖昧であるため、アないしイ且つウなら分かりやすい。一方で逮捕事案もいろいろあって、万引きやひったくりで偶然逮捕されることもあればされないこともある。逮捕されてそれなりの事件であれば拘留や家裁送致されることになるが、そこまでいかなくても逮捕されて帰してもらおうケースもある。

(委員) 逮捕は基本連絡することになるはず。

(委員) そうである。それだと広い。本人の同意があればよいと思うが、なくてもというところでは、もう少し縛りをつけるべきである。必要なことは分かるが、全てでよいのか。

(委員) 先ほどの説明では、本人に不利益は絶対になく、本人の更生のために善意的なもので情報を得たいという考えだった。不利益がなく、本人の更生を一番に考えた方法でこの情報が必要であるため、この縛りを外してほしいということだと理解しているので、運用についてはそこまで心配しなくてもよいのではないかと。

(委員) そこがないのは大分違う。高校であれば排除となってしまうが、社会資源として学校は重要なものであり、社会的にもむやみに排除するものではないほうがよい。そういう意味ではそんなにシビアでなくてもということはあるが、それでも曖昧であるため、もう少しどうにかならないか。

(委員) ひとり親の場合は遅くまで働いている。そうすると学童が6時までであるが、そこからの行き場所がない。悪いことをするわけではないが何人かたむろしていることがある。それで警察や地域の人に声をかけられた子もいる。しかし、行き場所がないので集会所の明かりの下にたむろして声をかけられて、傷ついている子もいる。それを繰り返すことでこの制度の対象になって学校に言われればかわいそうだと思う。どこで歯止めをかけるのか。不利益はしないということはいっているが、声かけはするのではないかと。

(委員) 指導の観点からするはず。

(委員) そうすると警察から言われているということで更に傷つくことになる。歯止めをかける文言は必要である。

(委員) 協定書の内容を変えることは審議会の範囲を超えているのか。

(委員) 超えている。しかし、事務局案のような答申を出さなければこの協定は結べないのか。ガイドラインのレベルであれば、運用の細かい話であり、話し合いの上改善を図ることで問題はない。しかし、大元の協定は、この審議会でのこのおりの答申を出せないとなると現行のままになり、同意を得る努力が必要となる。

(委員) この制度によって寄り添うことになるため、保護者にも連絡することになるのだろうが、親としても辛い思いをするのではないかと。親としては働かなければ子

どもを養えないのに、遅くまで働いているから子どもがたむろすることになっている。ウが広すぎる。これは今日結論を出さなければならないのか。

(事務局) 再度日程調整することになるが、実施機関からいつまでにということは聞いていない。

(委員) 他市町村の多くは既に協定を締結しており、そこも含めて協定を締結する際に例外類型事項を改正しなければならないことが大きいポイントであると思うが、そこはどうか。協定自体について審議会で直接口を出す権限はない。意見を述べることはできるだろうが、審議会として何ができて何ができないのか整理しなければ話が進まない。

(事務局) 実施機関と連携し、他市の状況や審議中に出た疑問点についても改めて確認し、再度開催したい。

(会長) 最終的に認める答申を出すとするれば、先ほど議論があった、こういう点に注意いただきたいという付帯意見を付けることになるかと思う。継続審議ということによいか。その他連絡事項について事務局から何かあるか。

4 その他連絡事項について

事務局が、次回審議会の日程等の確認を行った。

5 閉会

(会長署名)